

へいせい ねん がつ にち
平成29年12月26日から

わ か やま けん しゅ わ げん ご じょう れい

和歌山県手話言語条例が スタートしました!

わ か やま けん しゅ わ げん ご じょう れい
和歌山県では、ろう者の言語である「手話」
の普及のため「和歌山県手話言語条例」を制定
しました。

だれ しゅ わ した しゅ き ひと
誰もが「手話」に親しみ、ろう者と聞こえる人
がお互いを理解し合う共生社会の実現をめざ
します。



わ か やま けん しゅ わ げん ご じょう れい へいせい ねん がつ ぎいんていあん せいてい
「和歌山県手話言語条例」は平成29年12月、議員提案により制定されました。

ろう者とは…

がいけん わ ちようかくしやうがい
外見からは分かりづらい聴覚障害の
ある人で、手話を言語として生活して
いる人のことをいいます。

手話とは…

にほんご たいけい こと てゆび からだ
日本語とは体系の異なる、手指や体
の動き、表情を使う視覚的な言語で
す。ろう者の生活の中から生まれ、受け
継がれてきました。



かん たん しゅ わ おぼ

簡単な手話を覚えてみよう!

ひようじよう たいせつ
※表情なども大切なポイントです。



こんにちは



よろしく
お願いします



ありがとう



どうしましたか?

手話言語条例の概要

基本理念

手話は言語であり、独自の言語体系を持つ文化的所産であることを理解

県の責務

- ろう者の社会的障壁の除去への合理的配慮
- 手話の普及、県民の理解の促進
- 手話の習得の機会及び学習の機会の確保
- 事業者の取組に対する支援
- 手話を用いた情報発信
- 手話通訳者の確保、養成

事業者の役割

ろう者を雇用するときやろう者にサービスを提供するとき、手話の使用に配慮

県民の役割

手話に関する理解を深め、手話の普及に関する県の施策に協力

● 「聞こえない」とどんなことに困るの？

日常生活におけるコミュニケーションに不便があります。
 例えば、事故で電車が止まって乗り換えが必要な時、状況が分からないことがあります。
 落とし物をした時に誰かが声をかけてくれても、気付かないことがあります。
 また、災害時や緊急時に音声情報が伝わらないので、どう行動してよいか分からないことも
 あります。
 その他、談笑している人たちの輪に加わることができずに孤立することもあります。

● サポートする時は、どんなことに気をつけるといいの？

後ろからではなく、相手の正面から相手の顔を見て、はっきりと口を開けて、ゆっくりと
 話しかけることが大切です(話すときはマスクを外す)。手話ができなくても、ジェスチャー、
 空書(指で空中や手の平に単語を書くこと)や筆談でも情報を知らせることができます。

お問い合わせ先

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局 障害福祉課



ヘルプマーク

TEL 073-441-2530
 FAX 073-432-5567
 E-MAIL e0404001@pref.wakayama.lg.jp

障害を知り、共に生きる ～まず知ることから始めましょう～
 気づいてください、ヘルプのサイン。～助け合いのしるし、ヘルプマーク～
 和歌山県は「あいサポート運動」に取り組んでいます



あいサポート運動



地球環境保護のために、再生紙とベジタブルインクを使用しています。

指定障害福祉サービス事業所
指定一般相談支援事業所
指定特定相談支援事業所
指定障害児通所支援事業所
指定障害児相談支援事業所

運営法人の長 様

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局 障害福祉課長
(公印省略)

指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について（通知）

平素は、本県障害福祉行政の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「事業者」という。）は、事業を廃止（休止も含む。以下同じ。）する一月前までにその旨を県知事に届け出なければならないと定められています。また、事業者は届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援、指定障害児通所支援及び指定障害児相談支援（以下「サービス等」という。）を受けていた者であって、廃止（休止）の日以後においても引き続きサービス等の提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、他の事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならないという責務が規定されています（障害者の日常生活及び社会生活を支援するための法律第43条第4項、第51条の23第3項、第51条の24第3項、児童福祉法第21条の5の18第4項、第24条の31第3項）。

つきましては、平成29年7月28日付け厚生労働省社会・援護局障害福祉課事務連絡についても御承知いただくとともに、廃止（休止）届の提出に際して下記の書類を提出してください。貴法人所管事業所に周知いただき、事務処理に遺漏がないようお願いいたします。

なお、本通知における取扱いは、平成30年2月14日以後に本県あて廃止・休止届出書を提出する事業所が対象となりますので申し添えます。

記

1. 指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者
 - ①廃止・休止・再開届出書（様式第3号）
 - ②障害福祉サービス事業等・障害児通所支援事業等 廃止（休止）届
 - ③利用者対応記録表
2. 指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者
 - ①廃止・休止・再開届出書（様式第3号）
 - ②障害福祉サービス事業等・障害児通所支援事業等 廃止（休止）届
 - ③利用者対応記録表

※各様式は和歌山県障害福祉課のホームページからダウンロードできます。

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課
在宅福祉班 TEL:073-441-2533
施設福祉班 TEL:073-441-2537

事 務 連 絡
平成29年7月28日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課監査指導室
障害保健福祉部障害福祉課

指定障害福祉サービス事業者の事業廃止（休止）に係る留意事項等について

指定障害福祉サービス事業者については、事業廃止（休止も含む。以下同じ。）の際、事業の廃止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならないことが、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第43条第4項に事業者の責務として規定されています。

今般、改めて指定障害福祉サービス事業者が事業廃止を行う際の留意事項等を下記のとおりお示ししますので、貴管内市町村、指定障害福祉サービス事業者、関係団体、関係機関等に周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

記

1 法第43条第4項の事業者責務の徹底について

法第42条第3項には、「指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。」ことが規定されている。また、法第43条第4項には、「指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。」ことが規定されている。

各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、改めて指定障害福祉サービス事業者に対し、法令遵守の周知・徹底をお願いする。

2 廃止届を受理する際の留意点について

指定障害福祉サービス事業者は、事業を廃止しようとするときは、廃止の日の一月前までに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第34条の23第4項に規定する現に指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置等を事業所の所在地を管轄する都道府県、指定都市又は中核市に届け出なければならないこととなっているが、その際、現に指定障害福祉サービスを受けている者の氏名、希望サービス、異動先サービス等を記載したリスト及び、当該リストの作成に当たり、現に指定障害福祉サービスを受けている者に対してその希望や意向等を聴取するために実施した個々の面談記録等、指定障害福祉サービス事業者として障害者に対し責任ある対応を図ったことが確認できる資料も併せて提出させるようにすること。

この際、利用者の利用調整が未整備な場合には、法第43条第4項の規定に基づく事業者責務を果たしていないこととなるので、法第49条第1項又は第2項の規定に基づく勧告を行うこと。勧告を行うことで、事業所が廃止になった後も法人が残る場合であって、勧告内容に正当な理由がなく従わない場合には、法第49条第4項の規定に基づく命令を行うことも可能であり、命令を行った場合は、法第49条第5項の規定に基づき公示を行うこと。

また、命令を経ても当該勧告に係る措置をとらない場合には、法第42条第3項に違反するものとして、法第50条第1項第2号の規定に基づく指定の取消しを行うこと。

また、あわせて法第51条の3第1項に基づく法人への立入検査を行うことも検討するとともに、業務管理体制の整備に係る届出先が厚生労働省の場合は、必要に応じて厚生労働省に業務管理体制の検査を要請すること。

3 廃止日以後も引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する利用者の取扱い

仮に指定障害福祉サービス事業者が法43条第4項の便宜の提供を図る義務を怠る場合であって、現に指定障害福祉サービスを受けている者の受入先が事業廃止まで決まらない場合には、都道府県、指定都市又は中核市は、勧告や命令といった措置を講じつつ、併せて、関係機関や関係団体と協力して利用者の受入先の調整に努めること。都道府県、指定都市、中核市、関係機関や関係団体が協力してもなお、受入先の調整が整わない場合には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等により「災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合」として扱い、指定障害福祉サービス事業者に、定員を超過しての受入れも要請し、定員を超えての受入れを行う場合、その際の介護給付費等については、特例的に所定単位数の減算は行わない取扱いとして差し支えない。

(参考)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)(抄)

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

第四十二条 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者(以下「指定事業者等」という。)は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

- 2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。
- 3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(指定障害福祉サービスの事業の基準)

第四十三条

- 4 指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(変更の届出等)

第四十六条

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(勧告、命令等)

第四十九条 都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。
- 二 第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及

び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第四十三条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 都道府県知事は、指定障害者支援施設等の設置者が、次の各号（のぞみの園の設置者あっては、第三号を除く。以下この項において同じ。）に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定障害者支援施設等の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 指定障害者支援施設等の従業者の知識若しくは技能又は人員について第四十四条第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合 当該基準を遵守すること。

二 第四十四条第二項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に従って適正な施設障害福祉サービスの事業の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

三 第四十四条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定事業者等が、前二項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた指定事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

二 指定障害福祉サービス事業者が、第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。

（業務管理体制の整備等）

第五十一条の二 指定事業者等は、第四十二条第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2 指定事業者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号及び第三号に掲げる指定事業者等以外の指定事業者等 都道府県知事

二 当該指定に係る事業所又は施設が一の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指

定都市（以下「指定都市」という。）の区域に所在する指定事業者等 指定都市の長
三 当該指定に係る事業所若しくは施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等（のぞみの園の設置者を除く。第四項、次条第二項及び第三項並びに第五十一条の四第五項において同じ。）又はのぞみの園の設置者 厚生労働大臣

（報告等）

第五十一条の三 前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定事業者等（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定事業者等を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定事業者等若しくは当該指定事業者等の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定事業者等の当該指定に係る事業所若しくは施設、事務所その他の指定障害福祉サービス等の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（勧告、命令等）

第五十一条の四 第五十一条の二第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出をした指定事業者等（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあつては、同項の規定による届出をした指定事業者等を除く。）が、同条第一項の厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該指定事業者等に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）（抄）

（指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の二十三

4 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次の各号に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止し、又は休止しようとする理由
- 三 現に指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

(参考)

障害福祉サービス事業者の指定等手続の流れ

(障害福祉サービス事業者)

サービスの「種類」及び「事業所」ごとに申請を行う

都道府県への申請

- ・人員基準を満たさないとき
- ・設備、運営基準を満たさないとき
- ・取消しから5年を経過していないとき
- ・申請前5年以内に不正又は著しく不当な行為をしたとき 等

指定

(第36条第1項)

指定の拒否

(第36条第3項)

事業者の責務

(第42条)

- ・法令遵守
- ・適切なサービス提供 等

定期又は随時の検査、指導等

指導・監査等

(第10条、第11条、第48条)

- ・名称、所在地等に変更があったとき
- ・休止した事業を再開したとき

変更届・再開届

(第46条第1項)

基準に従った人員配置、適切な事業運営を行っていないとき

勧告

(第49条第1項・2項)

勧告に従わないとき

事業を廃止又は休止するとき

廃止届・休止届

(第46条第2項)

- ・欠格条項に該当したとき
- ・基準に従った人員配置、適切な事業運営ができなくなったとき
- ・不正な手段により指定を受けたとき

命令

(第49条第4項)

- ・指定の取消し
- ・指定の効力の停止

(第50条第1項)

更新の申請

(第41条2項)

指定有効期間満了までに処分がされないときは、処分されるまでの間は効力を有する

指定の更新

(第41条第1項)

6年間

**障害福祉サービス事業等
障害児通所支援事業等 廃止(休止)届**

年 月 日

和歌山県知事 様

届 出 者 住所(事務所の所在地)
氏名(名称及び代表者名) 印

下記事業を(廃止・休止)したいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第4項及び児童福祉法第34条の3第4項により届け出ます。

記

事業所	事業所名	
	所在地	
	事業の種類	
事業者	名称	
	事務所の所在地	
廃止又は休止の別		廃 止 ・ 休 止
廃止又は休止しようとする年月日		平成 年 月 日
廃止又は休止の理由		
現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置		
休止の期間		平成 年 月 日～平成 年 月 日

利用者対応記録表

			事業所番号								
			廃止・休止する事業所	名称							
				所在地							
			指定障害福祉サービス、指定一般相談支援及び指定計画相談支援の種類								
利用者氏名	支給決定市町	現在利用中のサービス	異動先のサービス事業所(予定)	異動先で希望するサービス	面談記録						
例) 紀州 一男	〇〇町	就労継続支援A型	社会福祉法人〇×会 △△△	就労継続支援A型	〇月×日(本人(続柄・氏名))と面談 グループホームから3km以内のところ、一日4時間、週に5日働きたいと希望。相談支援事業所■■と 一緒に就A事業所△△△利用について検討、〇月◇ 日見学、廃止日翌日からの利用を合意。						

※廃止(休止)届前一月以内の利用者全てについて、希望や意向を聴取し、関係機関と連絡調整を行った記録を記載してください。

※当該リストの作成にあたり実施した個々の面談記録等も併せてご提出ください。

※上記記載内容について、利用者の支給決定市町村に確認することがあります。

(様式第3号)

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

知事 殿

事業 者 (所在地)
氏 名
(名称及び代表者氏名)

印

次のとおり事業の廃止(休止・再開)をしましたので届け出ます。

事業所番号	
廃止(休止・再開)する事業所	名 称
	事業の種類
	所在地
廃止・休止・再開した年月日	平成 年 月 日
廃止・休止した理由	
現に指定障害福祉サービスを受けていた者 に対する措置(廃止・休止した場合のみ)	
休止予定期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

- (注) 1 廃止・休止する日の**1月前**までに届け出てください。
2 再開した日から**10日以内**に届け出てください。
3 事業の再開に係る届出にあっては、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
4 廃止・休止に係る届出にあっては、利用者対応記録表を添付してください。

**障害福祉サービス事業等 開始届
障害児通所支援事業等**

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(事務所の所在地)
届 出 者
氏名(名称及び代表者名) 印

下記事業を開始したいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第2項、及び児童福祉法第34条の3第2項により届け出ます。

記

事 業	種 類	・障害福祉サービス事業（種類） ・相談支援事業（一般・特定） ・移動支援事業 ・地域活動支援センターを運営する事業 ・福祉ホームを運営する事業 ・障害児通所支援事業（種類） ・障害児相談支援事業
	内 容	
事 業 者	名 称	
	事務所の所在地	
条例、定款その他の基本約款		別紙のとおり / 指定申請等と同じにつき省略
職員の職種	職 務 の 内 容	職員の定数
		人
		人
		人
合 計		人
主な職員の氏名及び経歴		別紙のとおり / 指定申請等と同じにつき省略
事業を行おうとする区域		
当該事業の用に 供する施設	種 類	療養介護・生活介護・短期入所・重度障害者等包括支援・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助・地域活動支援センター・福祉ホーム 児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援
	施設の名称	
	所 在 地	
	利用定員	
事業開始の予定年月日		
収 支 予 算 書		別 紙 の と お り
事 業 計 画 書		別紙のとおり / 指定申請等と同じにつき省略

**障害福祉サービス事業等
障害児通所支援事業等 変更届**

年 月 日

和歌山県知事 様

住所(事務所の所在地)
届 出 者
氏名(名称及び代表者名) 印

下記事業に変更が生じたので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第3項及び児童福祉法第34条の3第3項により届け出ます。

記

事 業	種 類	変更前	
		変更後	
	内 容	変更前	
		変更後	
事 業 者	名 称	変更前	
		変更後	
	事務所の所在地	変更前	
		変更後	
条例、定款その他の基本約款		別紙のとおり / 指定申請等と同じにつき省略	
職員の職種	職 務 の 内 容		職員の定数
	変更前		人
	変更後		人
	変更前		人
	変更後		人
	変更前		人
	変更後		人
		合 計	人
			変更後 人
主な職員の氏名及び経歴		別紙のとおり / 指定申請等と同じにつき省略	
事業を行おうとする区域		変更前	
		変更後	
当該事業の用に供 する施設	種 類	変更前	
		変更後	
	施設の名称	変更前	
		変更後	
	所 在 地	変更前	
		変更後	
	利用定員	変更前	
		変更後	
事業開始の予定年月日		変更前	
		変更後	
変 更 年 月 日			
収 支 予 算 書		別 紙 の と お り	
事 業 計 画 書		別紙のとおり / 指定申請等と同じにつき省略	

**障害福祉サービス事業等
障害児通所支援事業等 廃止(休止)届**

年 月 日

和歌山県知事 様

届 出 者 住所(事務所の所在地)
氏名(名称及び代表者名) 印

下記事業を(廃止・休止)したいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第4項及び児童福祉法第34条の3第4項により届け出ます。

記

事業所	事業所名	
	所在地	
	事業の種類	
事業者	名称	
	事務所の所在地	
廃止又は休止の別		廃 止 ・ 休 止
廃止又は休止しようとする年月日		平成 年 月 日
廃止又は休止の理由		
現に便宜を受け、又は入所している者に対する措置		
休止の期間		平成 年 月 日～平成 年 月 日

平成29年度 障害者スポーツ関係行事一覧



月	日	曜	行事名	会場	主催
4	30	日	第17回和歌山県障害者スポーツ大会(フライングディスク競技)	紀三井寺公園陸上競技場	和歌山県 和歌山県障害者スポーツ協会
5	7	日	第17回和歌山県障害者スポーツ大会(ボウリング競技)	和歌山グランドボウル	和歌山県 和歌山県障害者スポーツ協会
5	21	日	第17回和歌山県障害者スポーツ大会開会式及び大会(陸上競技)	紀三井寺公園陸上競技場	和歌山県 和歌山県障害者スポーツ協会
5	28	日	第17回和歌山県障害者スポーツ大会(アーチェリー競技・卓球競技)	県子ども・女性・障害者相談センター	和歌山県 和歌山県障害者スポーツ協会
6	4	日	第17回和歌山県障害者スポーツ大会(水泳競技)	秋葉山公園県民水泳場	和歌山県 和歌山県障害者スポーツ協会
7	30	日	第17回全国障害者スポーツ大会結団式	わかやま館	和歌山県障害者スポーツ協会
8	5	土	障害者スポーツ指導員養成講座	県子ども・女性・障害者相談センター	和歌山県障害者スポーツ協会
8	6	日	障害者スポーツ指導員養成講座	県子ども・女性・障害者相談センター	和歌山県障害者スポーツ協会
8	19	土	障害者スポーツ教室(水泳)	県子ども・女性・障害者相談センター	和歌山県障害者スポーツ協会
8	20	日	障害者スポーツ指導員養成講座	県子ども・女性・障害者相談センター	和歌山県障害者スポーツ協会
8	27	日	障害者スポーツ教室(卓球バレー)	県子ども・女性・障害者相談センター	和歌山県障害者スポーツ協会
9	2	土	障害者スポーツ教室(カヌー)	県子ども・女性・障害者相談センター	和歌山県障害者スポーツ協会
9	3	日	第2回車椅子バスケットボール等の浦杯	県立体育館	和歌山県障害者スポーツ協会
9	10	日	田中健治杯「第14回和歌山県オープン卓球バレー大会」	県立体育館	和歌山県卓球バレー協会
9	24	日	第11回和歌山県障害者グラウンド・ゴルフ大会	砂の丸広場	和歌山県障害者スポーツ協会
10	1	日	フライングディスク競技 記録会	紀三井寺公園陸上競技場	和歌山県障害者スポーツ協会
10	7	土	障害者スポーツ教室(アーチェリー)	県子ども・女性・障害者相談センター	和歌山県障害者スポーツ協会
10	18	水	ナイスハート・ふれあいのスポーツ広場和歌山大会	和歌山ビッグウエーブ	全日本自動車産業労働組合総連合会和歌山地方協議会 公益財団法人国際障害者年記念ナイスハート基金
10	22	日	障害者スポーツ教室(卓球)	県子ども・女性・障害者相談センター	和歌山県障害者スポーツ協会
11	12	日	ふれあいインドアアーチェリー	県子ども・女性・障害者相談センター	和歌山県障害者スポーツ協会
11	19	日	フレンドシップ2017	和歌山県立体育館	和歌山県 和歌山県障害者スポーツ協会
11	26	日	日本知的障がい者ソフトボール連盟西日本大会	粉河グラウンド	和歌山県障害者スポーツ協会
12	3	日	第36回黒潮オープン和歌山県障害者卓球選手権大会	和歌山県立体育館	和歌山県障害者スポーツ協会卓球部会
12	3	日	第14回ゆうあいスポーツフェスタ	和歌山ビッグホール	和歌山県 和歌山県障害者スポーツ協会
12	23~24	土・日	第2回全国的障害者親睦バレーボールわかやま大会	岩出市体育館	和歌山県障害者スポーツ協会
1	18	木	障害者スポーツ教室(ボウリング)	和歌山グランドボウル	和歌山県障害者スポーツ協会
1	21	日	障害者スポーツ教室(卓球・ポッチャ)	那智勝浦町体育文化会館	和歌山県障害者スポーツ協会
1	29	月	第18回和歌山県障害者スポーツ大会説明会	県子ども・女性・障害者相談センター	和歌山県 和歌山県障害者スポーツ協会
2	4	日	第18回全国障害者スポーツ大会(サッカー競技)和歌山県予選会(中止)	紀三井寺陸上競技場	和歌山県 和歌山県障害者スポーツ協会
2	11	日	障害者スポーツ教室(卓球)	県子ども・女性・障害者相談センター	和歌山県障害者スポーツ協会
3	11	日	障害者スポーツ教室(テニス・ふうせんバレー)	和歌山市立河南総合体育館	和歌山県障害者スポーツ協会
3	19	日	第17回全国障害者スポーツ大会(ソフトボール競技)和歌山県予選会	粉河総合運動公園	和歌山県 和歌山県障害者スポーツ協会

平成30年度 障害者スポーツ関係行事一覧(予定)



月	日	曜	行事名	会場	主催
5	13	日	第18回和歌山県障害者スポーツ大会 (ボウリング競技)	和歌山グランドボウル	和歌山県 和歌山県障害者スポーツ協会
5	13	日	第18回和歌山県障害者スポーツ大会 (アーチェリー競技・卓球競技)	県子ども・女性・障害者相談センター	和歌山県 和歌山県障害者スポーツ協会
5	20	日	第18回和歌山県障害者スポーツ大会開会式及び大会(陸上競技)	紀三井寺公園陸上競技場	和歌山県 和歌山県障害者スポーツ協会
6	3	日	第18回和歌山県障害者スポーツ大会 (水泳競技)	秋葉山公園県民水泳場	和歌山県 和歌山県障害者スポーツ協会
6	10	日	第18回全国障害者スポーツ大会フットベースボール競技近畿大会	粉河グラウンド	和歌山県 和歌山県障害者スポーツ協会
7	22	日	第18回全国障害者スポーツ大会結団式	未定	和歌山県障害者スポーツ協会
9	9	日	田中健治杯第15回和歌山県オープン卓球バレー大会	県立体育館	和歌山県卓球バレー協会
9	30	日	第18回和歌山県障害者スポーツ大会 (フライングディスク競技)	紀三井寺公園陸上競技場	和歌山県 和歌山県障害者スポーツ協会
10	13～15	土～月	第18回全国障害者スポーツ大会	福井県	日本障がい者スポーツ協会、 福井県等
10	28	日	第12回和歌山県障害者グラウンド・ゴルフ大会	打田若もの広場	和歌山県障害者スポーツ協会
11	4	日	第3回車椅子バスケットボール大会琴の浦杯	県立体育館	和歌山県障害者スポーツ協会
11	11	日	第12回和歌山県障害者ふれあいインドアアーチェリー大会	県子ども・女性・障害者相談センター	和歌山県障害者スポーツ協会
11	18	日	フレンドシップ2018	未定	和歌山県 和歌山県障害者スポーツ協会
12	2	日	第15回ゆうあいスポーツフェスタ	和歌山ビッグホエール	和歌山県 和歌山県障害者スポーツ協会
12	9	日	第37回黒潮オープン和歌山県障害者卓球選手権大会	県立体育館	和歌山県障害者スポーツ協会
12	15・16	土・日	第3回全国知的障害者親睦バレーボールわかやま大会	県立体育館	和歌山県障害者スポーツ協会
3	3	日	障害者スポーツ教室	和歌山市立河南体育館	和歌山県障害者スポーツ協会
3	10	日	第6回わかやま障害者フライングディスク大会	和歌山市立河南体育館	和歌山県障害者フライングディスク協会
3	24	日	第19回全国障害者スポーツ大会和歌山県予選会(サッカー競技)	紀三井寺公園補助競技場	和歌山県障害者スポーツ協会

(注意)第18回和歌山県障害者スポーツ大会の申込みは終了しております。

★大会情報等については、わかやま県政ニュース(<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/news/kensei/>)に随時掲載します。

※障害者スポーツ指導者養成研修・障害者スポーツ教室・様々な障害者スポーツの大会を平成30年度も実施する予定となっております。
【問合せ先】和歌山県障害者スポーツ協会 (073-445-7314)

3 障害者の社会参加の促進について

障害者の社会参加の促進は、共生社会の実現のために極めて重要であることから、厚生労働省としても、様々な支援を行っているところであり、このうち、芸術文化活動、身体障害者補助犬、補装具費支給制度及び日常生活用具給付等事業、障害者自立支援機器に関しては、次のとおり促進することとしている。

(1) 芸術文化活動の振興

ア 全国障害者芸術・文化祭

全国障害者芸術・文化祭については、平成 27 年度から国民文化祭の開催都道府県を開催地として実施することを原則としている。また、平成 29 年度に引き続き平成 30 年度についても、国民文化祭との一体開催が予定されている。このため、開催地となった都道府県においては、国民体育大会と全国障害者スポーツ大会と同様に、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の相互の連携を図ることにより、国民の障害への理解をより一層促進するよう努められたい。

なお、平成 30 年度以降の障害者芸術・文化祭の開催地については、次のとおり予定しているので、管内市町村、関係団体等へ周知いただくとともに、文化施策担当部局とも緊密に連携の上、本大会への積極的なご協力をお願いしたい。

第 18 回（平成 30 年度）大分県（平成 30 年 10 月 6 日～11 月 25 日予定）
第 19 回（平成 31 年度）新潟県（予定）
第 20 回（平成 32 年度）宮崎県（予定）
第 21 回（平成 33 年度）和歌山県（予定）

また、平成 29 年度から、全国障害者芸術・文化祭が、各地域のサテライト開催と連携・連動した大会となるよう、開催県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図ることとしている。

各都道府県におかれては、開催県との連携に努められたい。

<障害者芸術・文化祭のサテライト開催>

全国障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業については、これまで地域生活支援事業のメニューであったものを、平成 29 年度から地域生活支援促進事業に位置付け、全国障害者芸術・文化祭の全国的な機運醸成を更に図ることとしたので、各都道府県におかれては、本事業の活用について積極的にご検討いただきたい。

イ 障害者芸術文化活動普及支援事業の実施

平成 29 年度からスタートした「障害者芸術文化活動普及支援事業」では、平成 26 年度から 28 年度まで実施した「障害者の芸術活動支援モデル事業」で培った支

援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図り、地域における障害者の自立と社会参加を促進することとしている。

平成30年度からは、本事業のうち「各都道府県レベルにおける活動支援」について、実施主体をこれまでの民間団体から都道府県へ変更することとしている。都道府県が中心となって地域の障害者団体や芸術文化団体・施設と連携を図り、より効果的かつ実効的な支援体制を構築し、障害者の芸術文化活動への支援を進めていただきたい。なお、本事業の実施にあたっては、障害担当部局と文化担当部局で情報共有し、進めて頂きたい。

また、多くの都道府県で事業が実施されるよう必要となる予算を平成30年度予算案に計上したところである。各都道府県においては、積極的に本事業を活用いただき、障害者の芸術文化活動にかかる支援体制の整備を図っていただきたい。なお、国庫補助の補助率は1/2とする予定である。

(資料3-1) 障害者の芸術文化活動支援の概要

ウ 2020年東京オリパラに向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、関係者相互の情報共有やネットワークの構築を図るとともに、障害者の芸術文化の振興に資する取組について、広く関係者による意見交換を行うため、厚生労働省と文化庁の共催で「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」を開催しております。懇談会の概要については、厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にさせていただくとともに、関係団体等に周知いただきたい。（これまでに、平成27年6月30日、12月9日、平成28年11月9日、平成30年3月7日に開催）

エ 芸術文化活動及びレクリエーション活動等の推進

芸術文化活動やレクリエーション活動等を通じて、障害者同士の交流や余暇の充実等を図る観点から、障害者の作品展やレクリエーション教室の開催、障害者が運動に親しむ機会の提供等に関する支援については、地域生活支援事業の「レクリエーション活動等支援」及び「芸術文化活動振興」の対象としているので、都道府県及び市町村においては、積極的に活用されたい。

(2) 「国際障害者交流センター」の活用

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を発揮し、障害者の社会参加を促進することを目的として設置されたものであり、全館にバリアフリー設備を整え、あらゆる者にとって利用しやすい21世紀のノーマライゼーションのモデル施設である。

ビッグ・アイは、最大 300 席の車椅子席を設定でき、障害のある者も障害のない者も利用可能な多目的ホールや、研修室、車椅子利用でも余裕の広さがある宿泊室を備えており、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催している。

各都道府県においては、積極的な施設利用及び主催事業の関係機関への周知・案内について、引き続きご協力をお願いしたい。

(資料 3-2) 国際障害者交流センター (ビッグ・アイ) の案内、実施事業一覧
(詳細については、センターHP「<http://www.big-i.jp/>」を参照。)

併せて、災害時に障害者への支援を行うボランティアリーダーを養成する「災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成研修事業」、東日本大震災での課題を踏まえ、災害時における視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた避難方法や支援方法等を熟知し、災害時に地域において中心となって活動できるリーダー的人材を養成する「災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成研修事業」を実施しており、引き続き 30 年度も実施を予定しているので、関係機関への周知をお願いしたい。

(3) 身体障害者補助犬について

ア 身体障害者補助犬育成促進事業の活用

使用者とともに身体障害者補助犬が、地域社会で円滑に受け入れられるためには、使用者と受入側の相互の理解を深めることが重要である。これまでも補助犬の育成や理解促進等を行う「身体障害者補助犬育成促進事業」を地域生活支援事業の都道府県事業として実施してきたところである。

平成 30 予算案においては、本事業を国として促進すべきものとして、地域生活支援促進事業に位置付け、1/2 の補助率を確保し、質の高い事業実施を図ることとしている。

本事業においては、

- ① 身体障害者補助犬の育成に要する費用
- ② 地域における理解促進や普及・啓発
- ③ 利用希望者のニーズ把握、訓練事業者の供給体制の把握
- ④ 他県との連携体制の構築

が対象となっている。①については、盲導犬だけでなく、介助犬、聴導犬も対象となっており、また、②～④については、平成 28 年度から追加された項目であるが、国民の理解促進のために欠かせない事業であると考えている。

各都道府県におかれては、本事業を積極的にご活用いただき、身体障害者補助犬法の趣旨を踏まえつつ、地域の理解促進、ニーズ・供給体制の把握及び良質な補助犬の確保に、より一層取り組んでいただきたい。

(資料 3-3) 身体障害者補助犬関係資料

イ 訓練事業者との情報共有について

介助犬、聴導犬の認定は身体障害者補助犬法に規定する指定法人により行われており、認定の状況等に関しては指定法人より厚生労働省に報告・届出を行うこととなっている。

しかしながら、指定法人と訓練事業者との情報共有が行われておらず、適切に報告・届出が行われなかった事例がみられた。指定法人が身体障害者補助犬の状況を的確に把握するためには、訓練事業者との情報共有が欠かせないものであるため、都道府県等におかれては、訓練事業者が補助犬使用者の状況を定期的に確認した上で適切な支援をするとともに、認定を行った指定法人との情報を共有できるよう、指導・助言をお願いします。

また、身体障害者補助犬の訓練事業は第二種社会福祉事業であり、事業の開始にあたっては事業を実施する都道府県において届出を行うこととされている。厚生労働省では、各都道府県等にご協力いただき、訓練事業者等の情報をホームページに掲載し、情報提供を行っている。都道府県等におかれては、訓練事業者に関する情報の変更（新設、名称変更、移転等）の届出があった場合は、速やかに当室へお知らせいただくよう、お願いします。

ウ 制度の理解促進、普及啓発

身体障害者補助犬の使用者が地域で安心して生活するためには、地域において補助犬及びその使用者に対する正しい理解の促進が重要である。さらに、2020年東京オリンピックパラリンピック競技大会において、海外の身体障害者補助犬使用者の来日も想定され、受け入れを円滑に進めるため、さらなる普及啓発が必要である。

厚生労働省では、これまでも「身体障害者補助犬法」の趣旨に沿って、リーフレット・ステッカー等の作成・配布や普及啓発イベントの開催等により、各自治体のご協力も得ながら、身体障害者補助犬やその使用者に対する国民の理解の促進に取り組んできたところである。また、昨年5月に、海外の補助犬使用者に対し、日本の身体障害者補助犬の制度等を周知するポータルサイトを開設する等して、国内外への普及啓発に努めている。

海外向けポータルサイト“Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities” Portal Site
<http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilitie>

しかしながら、一部の医療機関や、飲食店等において、未だに身体障害者補助犬の同伴が拒否される例が散見されるところであり、より一層の理解促進や普及啓発が必要である。

都道府県におかれては、障害者差別解消法の趣旨を踏まえつつ、制度の周知徹底をお願いしますとともに、前述の「身体障害者補助犬育成促進事業」を積極的に活用いただく等により、理解促進、普及啓発に努めていただくよう、お願いします。

なお、広報啓発活動において、厚生労働省作成のリーフレット等の追加が必要な

場合には送付するので、以下の連絡先までご連絡いただきたい。

(連絡先) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室 社会参加支援係
TEL : 03-5253-1111 (内線3073)

[参考] 厚生労働省HP
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html>

(4) 補装具費支給制度

ア 補装具費支給制度における借受けの導入について(平成30年度施行)

これまで、身体障害者の身体機能を補完・代替する補装具の「購入」に要する費用について補装具費が支給されてきたが、平成30年度からは、「購入」を基本とする原則は維持した上で、障害者の利便に照らして「借受け」が適切な場合に限り、「借受け」に要する費用についても、新たに補装具費の支給の対象とすることとしており、年度末に関係省令、告示、通知等を発出予定である。

具体的には、平成30年1月16日付事務連絡「補装具費支給制度における借受けの導入に係る留意事項について」において、制度の基本的な考え方等をお示ししたところであるが、詳細な内容については、補装具費支給事務取扱指針を改正して周知する予定であるので、管内市区町村に周知するとともに、身体障害者更生相談所、指定自立支援医療機関及び保健所に情報提供願いたい。

また、借受けの円滑な運用には、身体障害者更生相談所による技術的助言が重要であるため、身体障害者更生相談所が市町村と十分連携できるよう、ご配慮をお願いする。

また、平成29年度障害者総合福祉推進事業「補装具費支給制度における借受け導入に向けた研修等のあり方に関する調査研究」において、実施団体である公益財団法人テクノエイド協会が「補装具費支給事務ガイドブック」を改訂予定であるため、ご活用いただきたい。

イ 補装具費の支給に係る基準額等の改正について

補装具費支給制度における基準額等は、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」で示しているところであるが、平成30年4月1日より改正することとしている。各都道府県におかれては、制度が円滑に運用されるよう、管内市区町村に周知するとともに、身体障害者更生相談所、指定自立支援医療機関及び保健所にも情報提供をお願いする。

ウ 補装具の適切な支給に向けた取組の推進

補装具費支給制度の運用にあたっては、申請者の利便性の向上を図りつつ、公平かつ適正に支給されるよう、各自治体において様々な取組を行っていただいているところである。申請者の状況を適切に判定し、支給決定された補装具が確実に申請者に引き渡されるよう、引き続き補装具費の適正な運用に向けた取組をお願いする。

当室へは、これまでも、下記のような取組の好事例について報告を受けているところであり、各自治体におかれては、これらを参考としつつ、各地域の状況に応じた工夫を行っていただくとともに、補装具費の適切な支給に向けた全国の取組を推進するためにも、各自治体における取組の好事例について、積極的に情報提供いただきたい。

【取組例】

＜都道府県域が広大な自治体の場合の対応＞

- ① 身体障害者更生相談所（支所を含む）の複数設置
- ② 巡回相談(判定)の実施

＜適切な補装具取扱い業者を選定するための対応＞

- ① 事業者の専門性の確認（「認定補聴器専門店」等の民間認定を含む）
 - ② 取扱い種目に対応した専門知識を有する者の配置状況の確認（「認定補聴器技能者」等の民間資格を含む）
- （資料 3－4）認定補聴器専門店と認定補聴器技能者

＜適切な補装具の引き渡し・使用状況の確認等を行うための対応＞

- ① 処方に係わった医療機関との連携の強化による補装具使用状況の確認
- ② 補装具の引渡し後、直接又は写真の提出等により、支給決定内容との突合・確認を行う

エ 難病患者等に対する補装具費の取扱い

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わり、難病患者等についても補装具費の支給対象となっている。

各市町村におかれては、障害者総合支援法に基づく補装具が必要と認められる難病患者等に対し、補装具費の支給を行う必要があるが、難病患者等から支給の相談及び申請が行われた場合には、身体の状態や生活環境を考慮するなど、窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

オ 介護保険との適用関係

補装具費と介護保険制度との適用関係については、車椅子など補装具と同様の品

目は介護保険サービスによる保険給付を優先して受けることが基本となるが、標準的な既製品ではなく、身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については補装具費を支給して差し支えないこととしている（平成 19 年 3 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」参照）。このため、各市町村におかれては、障害者等の年齢によって一律に介護保険給付を優先適用させることなく、障害者等の個別の状況を考慮した上で適切に判断するようお願いする。

カ 耐用年数の取扱い

耐用年数は、あくまで通常の装着状態等における修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、補装具費の支給を受けた障害者等の身体状況や使用状況によって実耐用年数が異なるものと考えられる。このため、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、個々の障害者等の実情に沿った対応が行われるよう十分な配慮をお願いする。

（５）日常生活用具給付等事業

ア 日常生活用具給付等事業の適正な実施等

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取組により、平成 28 年度実績では、ほぼ 100%の市町村で実施している。

本事業は事業費が年々増加傾向にあることから、今後も安定した事業運営を行うためには、各市町村において、事業実施の効率化が図られる必要がある。

このため、各市町村においては、過去に国が定めた基準額や実施方法等にとらわれることなく、ニーズを把握した上で実勢価格の調査を行う等、地域の実情に即した、適切な種目や基準額等となるよう見直しに努められたい。

特に、ストーマ用装具については、購入価格につき、複数事業者による競争の上、指定事業者を決定するほか、紙おむつ等については、適宜、使用の必要性やその使用実績、納品状況、実勢価格の調査を行うこと等により適切な給付となるよう努められたい。

なお、財源の状況等により一律に給付が行われないなど、必要な方への給付が制限されることがないように、ご留意いただきたい。

イ 日常生活用具給付等事業の耐用年数の取扱い

日常生活用具の耐用年数については、各自治体の判断により決めていただいているところであるが、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合等には、耐用年数にかかわらず、柔軟に日常生活用具の給付等を行っていただきたい。

ウ 難病患者等における日常生活用具給付等事業の取扱い

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わり、難病患者等についても日常生活用具給付等事業の対象となっている。

各市町村におかれては、障害者総合支援法に基づき、必要と認められる難病患者等に日常生活用具の給付等を行う必要があるが、給付等の相談並びに申請が行われた場合には、窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

(6) 障害者自立支援機器等

ア 障害者自立支援機器の開発・普及促進

障害者の自立や社会参加を促進するためには、障害者のニーズを踏まえた自立支援機器の実用的製品化支援や技術支援が重要である。このため、実用的製品化に要する費用の一部を助成することにより、新たな企業の参入を促し、各企業が適切な価格で障害者が利用しやすい機器を製品化し、普及を図ることを促進しているところである。

開発費については、これまで、モニター評価に要する経費などの実用的製品化に要する費用の一部について、総事業費の 1 / 2 を助成していたが、平成 29 年度予算からは、開発を行う中小企業に対する補助率を 2 / 3 にかさ上げし、新たな企業の参入を促すとともに、より一層の開発を促進している。

また、平成 30 年度予算案では、実用的製品の普及がまだ進んでいないことに鑑み、既に効果的に実用的製品を活用している好事例を普及する事業を加えることにより、実用的製品の普及を促し、障害者の自立や社会参加の促進を図ることとしている。

なお、本事業は、公募により実施団体を決定していることから、予算案成立後、速やかに実施団体の決定を行い、その後、開発企業の募集を行う予定である。

イ シーズ・ニーズマッチング交流会の開催

平成26年度から、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映させた機器開発をスタートさせる機会を設ける「シーズ・ニーズマッチング交流会」を開催し、実用的製品開発に寄与するとともに、障害者自立支援機器の分野への企業の新規参入を促進しているところである。平成29年度は、福岡、大阪、東京の3ヶ所で開催し、ニーズ側の障害当事者・団体及びシーズ側の開発企業等、双方から有意義であった旨のご意見をいただいたところである。また、各自治体の職員等にとっても、障害者のニーズの把握や実際に支援機器に触れる場として大変有意義なものと考えている。

平成30年度は、開催場所や開催日数の見直しを行い、より参加しやすいよう工夫することとしているので、各都道府県におかれては、管内市区町村、関係団体及び福祉機器開発関連企業等に対して周知を図っていただくとともに、産業振興担当等関係部局の担当職員とともに積極的な参加をお願いしたい。

ウ 福祉用具ニーズ情報収集・提供システム

公益財団法人テクノエイド協会において、障害当事者や介護者等から、福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要とされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムを構築し、平成22年2月から運用しているところである。

平成28年3月からは、スマートフォンからの投稿も可能となるよう改良されたところであるので、各都道府県等におかれては、このシステムをより一層ご活用いただきとともに、管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その利用の促進をお願いしたい。

(参考 URL: <http://www.techno-aids.or.jp/>)

エ 地域における障害者自立支援機器の普及促進

近年の開発技術の進歩などにより、障害者向けの支援機器の開発が進んでいるが、地域における障害者のみならず、病院や市町村からは、どういった支援機器があるか分からない、活用できるか分からないといった声がある。

一方、開発を行う企業としても、障害者がどのような困りごとがあるか、どのような支援機器があると生活や社会参加に役立つか、ニーズを把握する機会が乏しいといったご意見が見受けられるところである。

このため、平成28年度に、地域生活支援事業（指定都市を含む都道府県事業）のメニューに「地域における障害者自立支援機器の普及促進事業」を追加し、地域において障害者の自立支援や社会参加に資する支援機器を広く普及する拠点となる「障害者支援機器活用センター」において、個別相談等を通じてニーズの把握を行いながら、地域の社会資源を活用したネットワークづくりや機能強化を支援することにより、支援機器を活用した障害者の社会参加や自立の促進を図ることとしたところである。

当該事業は、地域において新たな社会資源を創造し育てていく事業であり、厚生労働省としても、現場の状況を把握していきながら、具体的なイメージや事例について、引き続き、情報提供していきたいと考えている。

各都道府県、指定都市におかれては、積極的に当該事業の活用をご検討いただき、より障害者のニーズに即した支援機器の開発が促進されるとともに、支援機器の必要な方に適切な支援機器がより確実に届くよう、地域における障害者の支援環境の充実を図っていただきたい。

(資料3-5) 障害者自立支援機器等開発促進事業の概要等

特別障害給付金について

○概要

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として、「特別障害給付金制度」を創設。

○対象者

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
 - ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限る。
- ※障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金との併給は対象外。
- ※老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合は、その受給額分を差し引いた額を支給。
- ※経過的福祉手当受給者が特別障害給付金の支給を受けると、経過的福祉手当の受給資格は喪失する。

○支給額

(円)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
1級	49,500	49,500	49,700	51,050	51,450	51,400	51,650
2級	39,600	39,600	39,760	40,840	41,160	41,120	41,320

○支給件数（実績）

(件)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
支給件数	9,162	9,244	9,300	9,305	9,290	9,213
（うち学生）	(4,911)	(5,007)	(5,112)	(5,197)	(5,231)	(5,231)
（うち配偶者）	(4,251)	(4,237)	(4,188)	(4,108)	(4,059)	(3,982)

（注）各年度3月末現在の件数

○請求窓口

住所地の市区町村

○認定事務

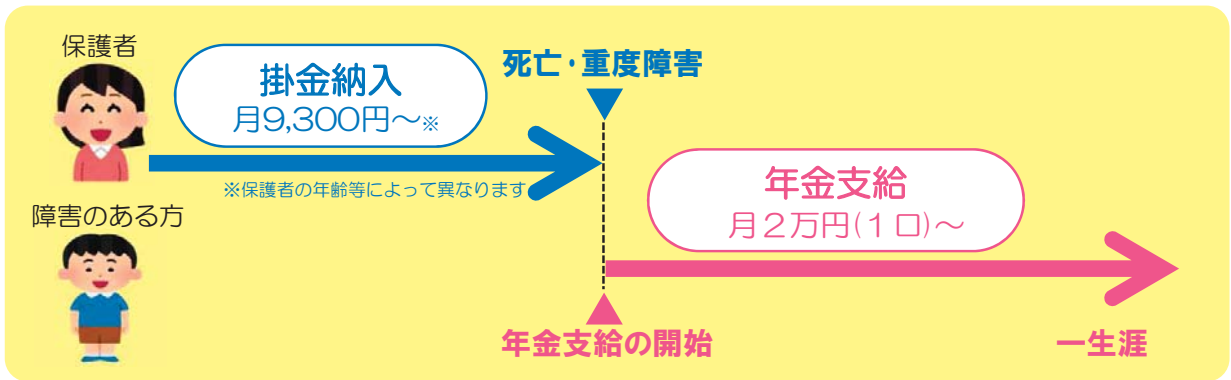
年金事務センター（日本年金機構）

親あるうちにできること。
お子さんに、生涯の安心を…。

障害者扶養共済制度 (しょうがい共済)

障害のある方を扶養している保護者の皆さまへ

毎月一定の掛金を納めていただくことで、
ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、
障害のある方へ、**終身年金を支給します。**



「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」の4つのメリット

<p>毎月2万円の終身年金</p> <p>保護者が死亡、または重度障害になったときに、障害のある方に毎月2万円が生涯にわたって支給されます。(2口加入の場合は4万円)</p>	<p>掛金が割安</p> <p>制度の運営に関する事務経費などの「付加保険料」が必要ないため、掛金が安くなっています。</p>	<p>税制優遇</p> <p>保護者が支払う掛金は所得控除の対象になるので、所得税・住民税の軽減につながります。</p>	<p>公的制度だから安心</p> <p>都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。</p>
---	---	--	--

- ★ 加入資格、掛金(保険料)、年金額等の詳細については、**保護者の方がお住まいの地方公共団体(都道府県・指定都市)の「障害者扶養共済制度担当」へお問い合わせください。**
- ★ 制度の概要については、(独)福祉医療機構ホームページ「**心身障害者扶養保険事業**」をご覧ください。

心身障害者扶養保険事業 **検索**



保護者の方などから よくあるご質問



保護者の加入要件は？

- ・年齢が65歳未満で健康であることや、一定程度の障害のある方を扶養していることなどの要件があります。



掛金はいくら？

- ・加入時点の保護者の年齢によって決まります。保護者の年齢が若いうちにご加入いただくことで、月額掛金は安くなります。

【例】30歳：9,300円 40歳～44歳：14,300円 60歳～64歳：23,300円など

※ 制度の見直しにより掛金が改訂されることがあります。

- ・民間保険と比べて安いのが特徴です。



税制優遇って？

- ・掛金の全額が所得控除の対象となることから、所得税・住民税の軽減につながります。年金を受け取る際も、所得税、住民税、相続税、贈与税がかかりません。



障害基礎年金や生活保護を受給していても、年金を受け取れますか？

- ・はい、受け取れます。
しかも、障害者扶養共済制度（しょうがい共済）により支給される年金は、生活保護の収入認定から除かれます。



保護者が亡くなり、障害のある方が自分で年金を受け取ることが難しいときは、どうするのですか？

- ・親族の方などを「年金管理者」としてご指定いただきます。
年金管理者が障害のある方に代わって年金の請求や受領、管理をすることができます。



誰が運営しているの？

- ・各都道府県および指定都市が、条例に基づき実施しています。
- ・独立行政法人福祉医療機構が年金給付に必要な資金を大切に運用します。

親あるうちにできること。
お子さんに、生涯の安心を…。

障害者扶養共済制度

(愛称：しょうがい共済)

案内の手引き

平成30年2月

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課
独立行政法人福祉医療機構 共済部 扶養保険課



独立行政法人福祉医療機構

「障害者扶養共済制度(しようがい共済)」を より多くの方にご案内いただくために、この手引きを作りました。

1. はじめに

「障害者扶養共済制度(愛称:しようがい共済)」は、障害のある方の生活の安定や福祉の増進の一助となるため、また、障害のある方の将来に対して、保護者がいだけ不安の軽減を図ることを目的として生まれました。

制度が生まれてから約50年が経過し、これまで多くの方々にご利用いただいています。この制度をご存じない方もまだまだ多くいらっしゃいます。そのため、さらなる広報の充実を図ることにより、この制度を必要としている障害のある方やその保護者の方々には是非この制度を知っていただき、今後、少しでも安心して暮らしていただくための手助けとなれば、と考えております。

今般、「障害者扶養共済制度(しようがい共済)」が担うべき役割、税制上の優遇措置等のメリットをわかりやすく紹介したリーフレットのひな形として、保護者の意見を参考に、右のリーフレットを作成しました。

この手引きは、都道府県・指定都市、市町村の障害者行政窓口の担当者や障害者相談支援専門員が、リーフレットを用いて障害のある方の保護者等に制度のご案内を行う際の手助けとなるよう作成したものです。

本制度へのご加入を検討されている方等へのご説明には、別途、(独)福祉医療機構で詳細なパンフレット※を作成しておりますので、そちらをご活用ください。

※ パンフレットは、(独)福祉医療機構HP「心身障害者扶養共済事業」のページからダウンロードできます。

心身障害者扶養共済事業

検索

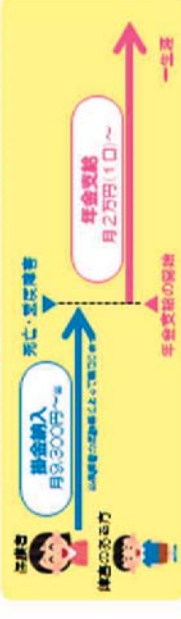
(リーフレット・表面)

親あるうちにできること。
お子さんに、生涯の安心を…。

障害者扶養共済制度 (しようがい共済)

障害のある方を扶養している保護者の皆さまへ

毎月一定の掛金を納めていただくことで、
ご自身の方が一応に、重症障害のことがあったとき、
障害のある方へ、終身年金を支給します。



「障害者扶養共済制度(しようがい共済)」の4つのメリット

毎月2万円の終身年金
障害者の方へ、毎月2万円(10口以上)の年金を支給します。年金の額は、障害者の年齢によって異なります。

掛金が割安
障害者の方を扶養している保護者が、毎月500円以上の掛金を納めれば、障害者の方への年金を支給します。年金の額は、障害者の年齢によって異なります。

税制優遇
障害者の方を扶養している保護者が、毎月500円以上の掛金を納めれば、障害者の方への年金を支給します。年金の額は、障害者の年齢によって異なります。

公的制度だから安心
障害者の方を扶養している保護者が、毎月500円以上の掛金を納めれば、障害者の方への年金を支給します。年金の額は、障害者の年齢によって異なります。

★ 加入資格、掛金(保険料)、年金給付の詳細については、保護者の方がお住まいの地方公共団体(都道府県・指定都市)の「障害者扶養共済共済連盟」へお問い合わせください。

★ 制度の概要については、(独)福祉医療機構ホームページ「心身障害者扶養共済事業」をご覧ください。

心身障害者扶養共済事業

厚生労働省 WAFM 独立行政法人福祉医療機構

障害者手帳(身体・精神)をお持ちの皆さまへ

マイナンバーを使った情報連携に関するお知らせ

- ▶ マイナンバーは、国民の皆さま一人ひとりが持っている番号です。
- ▶ 市役所等の窓口で申請などをする際、この番号を使うと、市役所等が関係機関に問合せをするだけで、皆さまの手帳情報などを得ることができます。
この仕組みを「情報連携」といい、情報連携が可能になると、申請者が手帳のコピー等を提出する必要がなくなり、便利になります。

平成30年7月頃までは障害者手帳が必要です

- ▶ ただし、障害者手帳については、マイナンバーを使った「情報連携」が当面延期されており、平成30年7月頃までは、**これまでと同じく、障害者手帳のコピー添付等が必要です。**
- ▶ 市役所等で申請を行う際は、引き続き障害者手帳のご持参をお願いいたします。
- ▶ 障害者手帳に書かれた住所・氏名等が変わっても、市役所等で変更の手続きをしていない場合などは、平成30年7月以降も、**マイナンバーを使った情報連携が行えない可能性**があります。
お心当たりのある方は、お住まいの自治体の市役所等で手続きしてください。

も しょうがいしゃ てちょう
お持ちの障害者手帳、
かくにん
ご確認ください。



ひこ
引っ越した

みょうじか
名字が変わった

こんな時、**変更の届出**が必要で
す

手帳に書かれた情報（住所、氏名など）が、現在のものと違うときは、お住まいの自治体へお知らせください。

マイナンバー制度との連携が始まります！

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳は、マイナンバーによる情報の連携が可能になります。変更の届出をすると、今後、各種手続の際、手帳の提出が不要になる場合があります。

といあわ す しゅちょうそん しょうがいふくしたんとうか
▶ お問合せは、お住まいの市区町村の 障害福祉担当課 まで

じん臓機能障害の認定基準の見直しについて

資料2

1. 経緯

○日本腎臓学会及び日本透析医学会連名で、以下の2点を内容とする要望書が提出されたことを受け、じん臓機能障害の認定基準の見直しについて、平成30年1月15日開催の疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会に諮り承認された。

- ①小児以外を含めた全ての者に対して、また1級、3級、4級に対して、既存の指標「血清クレアチニン濃度」に加え、「内因性クレアチニンクリアランス値」を検査データの指標として追加することが適当。
- ②3級、4級の認定においては、「血清クレアチニン濃度」の要件を満たさなくとも、「eGFR」の異常が高度な場合、「血清クレアチニン濃度」の異常と同等と見なすことが適当。

2. じん臓機能障害の認定・じん臓機能障害の認定は内因性クレアチニンクリアランス値又は血清クレアチニン濃度の数値により判定する。

平成30年3月まで

内因性クレアチニンクリアランス値については、満12歳を超える者に適用することができない。

平成30年4月から

内因性クレアチニンクリアランス値の適用について、年齢による制限をなくした。

「eGFR」が記載されている場合、3級、4級の判定時、「血清クレアチニン濃度」に替えて「eGFR」による判定も可能とする。

第6回障害者総合支援法対象疾病検討会のとりまとめ

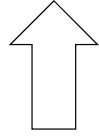
- 平成30年4月施行分として指定難病の検討対象とされた61疾病のうち、障害者総合支援法の対象となる疾病について検討。
- 今回の対象疾病(第4次分)として、358疾病から359疾病に拡大(1疾病)する方針をとりまとめ(別紙一覧 参照)

[新たに対象とする疾病の内訳]

- ① 平成30年4月施行予定として新たに指定難病となった1疾病
 - ・特発性多中心性キヤツスルマン病
- ② 障害者総合支援法独自の対象疾病
 - 該当なし

(障害者総合支援法独自の対象疾病の検討)

- i 指定難病の検討において、「発病の機構が明らかでない(他の施策体系が樹立している疾病を含む)」「患者数が人口の0.1%程度に達しない」ことの要件(障害者総合支援法の対象疾病の要件となっていないもの)を満たすことが明らかでない」とされた疾病を検討対象。(9疾病)
- ii 障害者総合支援法の対象疾病の要件である3つの要件及び他の施策体系が樹立しているかについて、確認。
 - ・ 他¹の施策体系が樹立している疾病 8疾病
 - ・ 制度開始当初の障害者総合支援法の130の対象疾病に含まれる疾病 1疾病



[その他]

- ① 名称を変更する疾病について
 - ・ <旧>全身型若年性特発性関節炎 ⇒ <新>若年性特発性関節炎
 - ・ <旧>有馬症候群 ⇒ <新>ジューベール症候群関連疾患
 - ・ <旧>先天性気管狭窄症 ⇒ <新>先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
- ② 指定難病の検討状況を踏まえ、今後、新たに研究結果がそろった疾病については、検討を行う予定。

障害者総合支援法対象疾病一覧<拡大後> (案)

別紙

※ 新たに対象となる疾病 (1 疾病)

△ 表記が変更された疾病 (3 疾病)

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病 (29 疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	41	黄色靱帯骨化症	81	クリオピリン関連周期熱症候群
2	アイザックス症候群	42	黄斑ジストロフィー	82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
3	I g A 腎症	43	大田原症候群	83	クルーゾン症候群
4	I g G 4 関連疾患	44	オクシピタル・ホーン症候群	84	グルコーストランスポーター1欠損症
5	亜急性硬化性全脳炎	45	オスラー病	85	グルタル酸血症1型
6	アジソン病	46	カーニー複合	86	グルタル酸血症2型
7	アッシュヤー症候群	47	海馬硬化を伴う内側頭葉てんかん	87	クロウ・深瀬症候群
8	アトピー性骨髄炎	48	濃瘍性大腸炎	88	クローニン病
9	アベール症候群	49	下垂体前葉機能低下症	89	クローンカイト・カナダ症候群
10	アミロイドーシス	50	家族性地中海熱	90	痙攣重構型(二相性)高性脳症
11	アラジール症候群	51	家族性良性慢性天疱瘡	91	結節性硬化症
12	アルボート症候群	52	カナハン病	92	結節性多発動脈炎
13	アレキサンダー病	53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	93	血栓性血小板減少性紫斑病
14	アンジェルマン症候群	54	歌舞伎症候群	94	限局性皮膚翼形成
15	アントレー・ピクスラー症候群	55	ガラクトース-1-リン酸ウルリシルトランススフェラーゼ欠損症	95	原発性局所多汗症
16	イン吉草酸血症	56	カルニチン回路異常症	96	原発性硬化性胆管炎
17	一性ネプローゼ症候群	57	加齢黄斑変性	97	原発性高脂血症
18	一性慢性増殖性糸球体腎炎	58	肝型糖原病	98	原発性副交感硬化症
19	1 p 36欠失症候群	59	間質性膀胱炎(ハンナ型)	99	原発性胆汁性胆管炎
20	遺伝性自己炎症疾患	60	環状20番染色体症候群	100	原発性免疫不全症候群
21	遺伝性シストニア	61	関節リウマチ	101	顕微鏡的大腸炎
22	遺伝性周期性四肢麻痺	62	完全大血管転位症	102	顕微鏡的多発血管炎
23	遺伝性障炎	63	眼皮膚白皮症	103	高 I g D 症候群
24	遺伝性鉄芽球性貧血	64	偽性副甲状腺機能低下症	104	好酸球性消化管疾患
25	ウィーバー症候群	65	キヤロウェイ・モフト症候群	105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
26	ウィリアムズ症候群	66	急性壊死性脳症	106	好酸球性副鼻腔炎
27	ウィルソン病	67	急性網膜壊死	107	抗糸球体基底膜腎炎
28	ウエスト症候群	68	球脊髄性筋萎縮症	108	後継拗骨化症
29	ヴェルナー症候群	69	急速進行性糸球体腎炎	109	甲状腺ホルモン不応症
30	ウォルフラム症候群	70	強直性脊椎炎	110	拘束型心筋症
31	ウルリッヒ病	71	強皮症	111	高チロシン血症1型
32	HTLV-1 関連骨髄症	72	巨細胞性動脈炎	112	高チロシン血症2型
33	A T R - X 症候群	73	巨大静脈奇形(頸部口咽頭びまん性病変)	113	高チロシン血症3型
34	A D H 分泌異常症	74	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	114	後天性赤芽球癆
35	エーラス・タンロス症候群	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	115	広範脊柱管狭窄症
36	エプスタイン症候群	76	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	116	抗リン脂質抗体症候群
37	エプスタイン病	77	筋萎縮性副交感硬化症	117	コケイン症候群
38	エマヌエル症候群	78	筋型糖原病	118	コステロ症候群
39	遠位型ミオハチー	79	筋ジストロフィー	119	骨形成不全症
40	円錐角膜	80	クッシング病	120	骨髄異形成症候群

障害者総合支援法対象疾病一覧<拡大後> (案)

別紙

※ 新たに対象となる疾病 (1疾病)
 △ 表記が変更された疾病 (3疾病)
 ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病 (29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
121	骨髄線維症 ○	161	進行性骨化性線維異形成症	201	先天性葉酸吸収不全
122	ゴナドトロピン分泌亢進症	162	進行性多量性白質脳症	202	前頭副頭葉変性症
123	5p欠失症候群	163	進行性白質脳症	203	早期ミオクロトー脳症
124	コフィン・シリウス症候群	164	進行性ミオクロトーヌスてんかん	204	総動脈幹遺残症
125	コフィン・ローリー症候群	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	205	総排泄管遺残
126	混合性結合組織病	166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	206	総排泄腔外反症
127	總耳腎症候群	167	スタージ・ウェーバー症候群	207	ソトス症候群
128	再生不良性貧血	168	ステイアヴンス・ジョンソン症候群	208	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
129	サイトメガロウイルス角膜炎	169	スミス・マギニス症候群	209	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
130	再発性多発軟骨炎 ○	170	スモン	210	大脳皮質基底核変性症
131	左心低形成症候群	171	脆弱X症候群	211	大理石骨病
132	サルコイドーシス	172	脆弱X症候群関連疾患	212	ダウン症候群
133	三尖弁閉鎖症	173	正常圧水頭症 ○	213	高安静脈炎
134	三頭筋素欠損症	174	成人スチル病	214	多系統萎縮症
135	CFC症候群	175	成長ホルモ分泌亢進症	215	タナトフォリック骨異形成症
136	シエーグレン症候群	176	脊髄空洞症	216	多発血管炎性肉芽腫症
137	色素性乾皮症	177	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	217	多発性硬直症/痲痺性脊髄炎
138	自己免疫空間性ミオパチー	178	脊髄腫瘍	218	多発性軟骨性外骨腫症 ○
139	自己免疫性肝炎	179	脊髄性筋萎縮症	219	多発性囊胞腎
140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	180	セピアテリン還元酵素(SR)欠損症	220	多発症候群
141	自己免疫性溶血性貧血	181	前眼部形成異常	221	タンジール病
142	四肢形成不全 ○	182	全身性エリテマトーデス	222	単心室症
143	シトステロール血症	183	先天異常症候群	223	弾性線維性仮性黄色腫
144	シトリン欠損症	184	先天性横隔膜ヘルニア	224	短腸症候群 ○
145	紫斑病性胃炎	185	先天性脊上性球麻痺	225	胆道閉鎖症
146	脂肪萎縮症	186	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症 △	226	遅発性内リンパ水腫
147	若年性特発性関節炎 △	187	先天性魚鱗癬	227	チャーシ症候群
148	若年性肺気腫	188	先天性筋無力症候群	228	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
149	シャルコー・マリー・トゥース病	189	先天性グリコシルホスファチシルイノシトル(GPI)欠損症	229	中毒性表皮壊死症
150	重症筋無力症	190	先天性三尖弁狭窄症	230	腸管神経節細胞減少症
151	修正大血管転位症	191	先天性腎性尿崩症	231	TSH分泌亢進症
152	ジュベール症候群関連疾患 △	192	先天性赤血球形成異常性貧血	232	TNF受容体関連週期性症候群
153	シュワルツ・ヤンバル症候群	193	先天性酒槽弁狭窄症	233	低ホスファターゼ症
154	徐波睡眠持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	194	先天性大脳白質形成不全症	234	天疱瘡
155	神経細胞移動異常症	195	先天性肺静脈狭窄症	235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	196	先天性肺静脈狭窄症	236	特発性拡張型心筋症
157	神経線維腫症	197	先天性副腎低形成症	237	特発性間質性肺炎
158	神経フェリチン症	198	先天性副腎皮質酵素欠損症	238	特発性基底核石灰化症
159	神経有棘赤血球症	199	先天性ミオパチー	239	特発性血小板減少性紫斑病
160	進行性脊上性麻痺	200	先天性無痛無汗症	240	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)

障害者総合支援法対象疾病一覧<拡大後> (案)

別紙

※ 新たに対象となる疾病 (1疾病)

△ 表記が変更された疾病 (3疾病)

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病 (29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
241	特発性先天性全身性無汗症	281	非特異性多発性小腸潰瘍症	321	慢性腸炎
242	特発性大腿骨頭壊死症	282	皮膚筋炎/多発性筋炎	322	慢性特発性慢性腸閉塞症
243	特発性多中心性キヤンサーズ病 ※	283	びまん性汎細気管支炎	323	ミオクロニータン神経てんかん
244	特発性門脈圧亢進症	284	肥満低換気症候群	324	ミオクロニータン脱力発作を伴うてんかん
245	特発性面側性感覚難聴	285	表皮水疱症	325	ミトコンドリア病
246	突発性難聴	286	ヒルシスブルング病 (全結腸型又は小腸型)	326	無虹彩症
247	ドラベ症候群	287	VATER症候群	327	無脾症候群
248	中條・西村症候群	288	ファイファー症候群	328	無βリボタンパク血症
249	那須・ハコラ病	289	フアロー四徴症	329	メーブルシロップ尿症
250	軟骨無形成症	290	ファンゴニ貧血	330	メチルグルタコン酸尿症
251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	291	封入体筋炎	331	メチルマロン酸血症
252	22q11.2欠失症候群	292	フェニルケトン尿症	332	メピウス症候群
253	乳幼児肝巨大血管腫	293	複合カルボキシラーゼ欠損症	333	メンケス病
254	尿素サイクル異常症	294	副甲状腺機能低下症	334	網膜色素変性症
255	ヌーナン症候群	295	副腎白質ジストロフィー	335	モヤモヤ病
256	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) / LMX1B関連症	296	副腎皮質刺激ホルモン不応症	336	モワット・ウイリソン症候群
257	脳腫黄色腫症	297	ブラウ症候群	337	薬剤性過敏症候群
258	脳表へモジデリン沈着症	298	ブラダー・ウィリ症候群	338	ヤング・シンブソン症候群
259	膿疱性乾癬	299	プリオン病	339	慢性遺伝形式をとる遺伝性難聴
260	囊胞性線維症	300	プロピオン酸血症	340	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
261	ハーキンソン病	301	PRL分泌亢進症 (高プロラクチン血症)	341	4p欠失症候群
262	バージャー病	302	閉塞性細気管支炎	342	ライソゾーム病
263	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	303	β-ケトオチオラーゼ欠損症	343	ラスムッセン脳炎
264	肺動脈性肺高血圧症	304	ベーチエツト病	344	ランゲルハンス細胞組織球症
265	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)	305	ベスレムミオパチー	345	ランドウ・クレフナー症候群
266	肺胞低換気症候群	306	ヘパリン起因性血小板減少症	346	リジン尿性蛋白不耐症
267	ハッド・キアリ症候群	307	ヘモグマトーシス	347	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
268	ハンチントン病	308	ペリー症候群	348	両大血管右室起始症
269	汎発性特発性骨増殖症	309	ペルーシド角膜炎様変性症	349	リンパ管腫症/ゴーハム病
270	P CDH19関連症候群	310	ベルオキソソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)	350	リンパ管筋腫症
271	非ケトーシス型高グリシニン血症	311	片側巨脳症	351	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
272	肥厚性皮膚骨膜炎	312	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	352	ルビンシユタイン・テイビ症候群
273	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	313	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	353	レーベル遺伝性視神経症
274	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	314	発作性夜間ハモグロビン尿症	354	レシチンコレステロールアルシトランスフェラーゼ欠損症
275	肥大型心筋症	315	ポルフィリン症	355	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
276	左肺動脈右肺動脈起始症	316	マリネスコ・シエーグレン症候群	356	レット症候群
277	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	317	マルファン症候群	357	レノックス・ガストナー症候群
278	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	318	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多发性運動ニューロパチー	358	ロスモンド・トムソン症候群
279	ピッカー・スタツフ脳幹脳炎	319	慢性血栓性肺高血圧症	359	肋骨異常を伴う先天性側弯症
280	非典型型溶血性尿毒血症候群	320	慢性再発性多発性骨髄炎		

注) 疾病名の表記が変更になる可能性がある



ホーム > 組織から探す
> 障害福祉課 > 事業者の方へ > 研修日程

読み上げる



福祉保健政策局
福祉保健総務課
子ども未来課
長寿社会課
高齢者生活支援室
障害福祉課

健康局
医務課
健康推進課
国民健康保険課
薬務課

岩出保健所
橋本保健所
海南保健所
湯浅保健所
御坊保健所
田辺保健所
新宮保健所

子ども・女性・障害者相談センター
県立仙溪学園
精神保健福祉センター
県立高等看護学院
なぎ看護学校
こころの医療センター
難病・子ども保健相談支援センター

福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課

各研修の日程予定について

現在の研修日程については、以下のとおりとなっています。

①	サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者現任研修 (H30.1.12) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修 (H29.8.21更新)
②	相談支援従事者研修 (H29.9.19更新)
③	同行援護従業者養成研修一般・応用課程 (H28.6.30更新)
④	同行援護従業者養成研修一般課程 (H30.3.14更新)
⑤	同行援護従業者養成研修応用課程 (H30.3.14更新)
⑥	全身性障害者移動支援従業者養成研修 (H30.1.10更新)
⑦	行動援護従業者養成研修 (H29.12.27更新)
⑧	行動援護サービス提供責任者研修
⑨	強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践研修) (H29.10.20更新)
⑩	喀痰吸引等研修(第3号研修) 喀痰吸引等指導者養成研修(第3号研修) (H28.12.6更新)
⑪	精神障害者ホームヘルパー養成特別研修(H28.2.5更新)
⑫	要約筆記者養成研修(H26.6.26更新)
⑬	重度訪問介護従業者養成研修 基礎課程・追加課程 (H28.2.16更新)
⑭	その他団体等が主催する研修

※研修実施を希望される事業者はこちら(実施要綱等)

※同行援護の従業者の資格要件と和歌山県知事が同等と認める研修(課程)についてはこちら

◆サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者現任研修

*平成29年度標記研修を下記のとおり実施します。

項目	内容
目的	障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者等の能力向上、情報交換、共有等を図ることを目的とする。
実施主体	和歌山県(社会福祉法人和歌山県福祉事業団に委託)
日時・場所	http://www.wfi.or.jp/training を参照ください。
定員	①児童 30人 ②介護 30人

『わかやま障害福祉メールマガジン』のご案内

和歌山県障害福祉課では、毎月第2水曜日にメールマガジンを配信しています。

研修会・講習会のご案内や県からのお知らせ、また障害福祉に関するアドバイザーさんの講座など、盛りだくさんで掲載しています。

ご登録、ご購入は無料となっておりますので、是非この機会にご登録をお願いします。

【登録方法】、

以下のサイトから登録できます。



まぐまぐのサイト (URL) <http://www.mag2.com/>

“わかやま障害福祉” で、サイト内検索されると1誌該当があります。
「わかやま障害福祉メールマガジン」をクリックし、受信するメールアドレスを入力後、「登録する」をクリックしてください。

登録後は、バックナンバーもご覧いただけます。
皆様のご登録をお待ちしています！

【お問い合わせ】

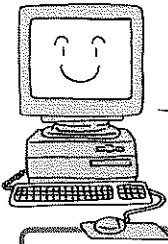
和歌山県福祉保健部福祉保健政策局

障害福祉課計画調整班 菅谷

TEL：073-441-2531

FAX：073-432-5567

E-mail：e0404001@pref.wakayama.lg.jp



本日の会議をインターネットでご覧いただけます！

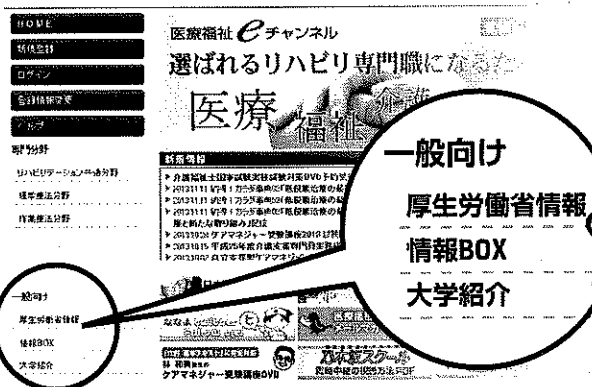
厚生労働省 障害保健福祉関係主管課長会議

平成30年3月14日(水)開催

医療福祉 **e**チャンネル **無料動画配信**

3月28日(水)より随時配信予定

<http://www.ch774.com>



※詳しくは <http://www.ch774.com>
「厚生労働省情報」をご覧ください

※YouTube「厚生労働省チャンネル」でも4月初旬より配信予定

医療福祉eチャンネルは、医療・保健・福祉に携わる方へ向けて
最新の専門情報を発信。自治体や医療機関・福祉施設の皆様にご
ご支持いただいております。

..... お申込み・お問い合わせ

 **0120-870-774**

お客さま係(9:00~17:00/土・日・祝を除く)
E-mail: info@iryofukushi.com

〒107-0062 東京都港区南青山1-3-3青山1丁目タワー 4F 株式会社 医療福祉総合研究所